

議案第 2 1 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 1 2 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定審査に係る手数料の額を改定するとともに、区分所有住宅に係る住棟認定に関する手数料を定めるほか、所要の規定の整理を行うため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の22の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項(1)の目中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同目ア中「6,000円」を「8,000円」に、「12,000円」を「15,000円」に、「21,000円」を「26,000円」に改め、「得た額（」の次に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、」を加え、同目イ中「9,000円」を「12,000円」に、「18,000円」を「23,000円」に、「32,000円」を「40,000円」に改め、「得た額（」の次に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、」を加え、同項(2)の目を次のように改める。

- (2) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合
- ア 新築のとき
- (ア) 一戸建ての住宅1件につき
41,000円
- (イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき101,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除

き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき163,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ 増築又は改築のとき

(ア) 一戸建ての住宅1件につき62,000円

(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき152,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき244,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規

定による認定の申請に係るものを
除き、その額に100円未満の端数
があるときは、これを切り捨てた
額)

別表第2の24の項中「第3項」を「第5項」に改め、同表25の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表第2（第2条）		別表第2（第2条）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1～21 省略		1～21 省略	
22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	<p>(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p> <p>ア 新築のとき</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅1件につき <u>8,000円</u></p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき <u>15,000円</u>を認定申請対象住戸の数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による</p>	22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	<p>(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p> <p>ア 新築のとき</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅1件につき <u>6,000円</u></p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき <u>12,000円</u>を認定申請対象住戸の数で除して得た額（</p>

認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき26,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ 増築又は改築のとき

(ア) 一戸建ての住宅1件につき12,000円

(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき23,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による

その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき21,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額

その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ 増築又は改築のとき

(ア) 一戸建ての住宅1件につき9,000円

(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき18,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額

認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき40,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合

ア 新築のとき

(ア) 一戸建ての住宅1件につき41,000円

(イ) 共同住宅等であつて、建築

その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき32,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額
(

その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合

ア 新築のとき

(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評

物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき101,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき163,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ 増築又は改築のとき

(ア) 一戸建ての住宅1件につき62,000円

(イ) 共同住宅等であって、建築

価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われた部分が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等でないもの及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の5に規定する限界耐力計算によって住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われたものを除く。以下この項において同じ。）の写しが提出されたとき

a 一戸建ての住宅1件につき16,000円

b 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき57,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

c 共同住宅等であって、建

物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき152,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき244,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき92,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出されなかったとき

a 一戸建ての住宅1件につき47,000円

b 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき109,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

c 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき174,000円を認定申請対象住戸の数で除し

			<p>て得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>イ 増築又は改築のとき</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅1件につき69,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき163,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき260,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
23 省略		23 省略	
24 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請	22の項又は23の項の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。	24 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請	22の項又は23の項の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。

又は同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に、同法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査

25 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

1件につき1,700円

26～53 省略

備考 省略

又は同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に、同法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査

25 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項_____の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

1件につき1,700円

26～53 省略

備考 省略